

第八章 イランは民主政国家か？ 「悪の枢軸」と民主化論

松本 弘

1. 問題の所在

米ブッシュ政権による「悪の枢軸」にイランが含まれたことは、大きな反響と多くの議論を呼んでいる。基本的にそれは、米国が大量破壊兵器開発・テロ支援・人権という3つの問題に照らして、イランという国家をイラクや北朝鮮と同じカテゴリーに含めたということの意味している。冷戦崩壊によりソ連との核戦争という脅威が消えた代わりに、通常戦では勝ち目の無い「ならず者国家」が、米国を直接の標的としたテロ攻撃やミサイル攻撃を行なうという、新たな脅威が生じた。この脅威に対する米国の世界戦略として、ミサイル防衛構想やテロとの闘いがあるのだから、ミサイル開発や核開発を行なっているイランは、イラクや北朝鮮とともに米国の脅威の対象となるという立場がある。しかし、その一方で、イランが「悪の枢軸」に含まれたのは、あくまで米イラン関係に基づく判断であり、現ブッシュ政権による対イラン外交の表われであるとする立場もある。おそらく、この問題に関わる様々な議論は、この2つの視点を対極とする大きな幅の中で行なわれている。

米国の世界戦略から「悪の枢軸」を考えることは極めて妥当であるし、同時にその枠内でイラン、イラク、北朝鮮それぞれの個別的な米国との関係を考えることも不可欠であろう。けれども、世界戦略や米イラン関係の現状、ブッシュ政権の対イラン姿勢から、「悪の枢軸」にイランが含まれることを肯定的に捉える見解には、少なくともイランを主体的に考察しようとする立場からは「違和感」が示される。「悪の枢軸」にイランが含まれることを否定的に捉える見解は、表面的には上述した大量破壊兵器開発、テロ支援、人権の3点について、イランとイラクや北朝鮮との違いを強調することによってなされる。しかし、その「違和感」を生じさせる最大の要因は、実際にはイランの政体や政治状況とイラクや北朝鮮のそれとの違いにあると筆者は考えている。

イラクと北朝鮮の政治体制や政治状況が「独裁」もしくは強度の「権威主義」であり、あらゆる体制批判や反体制の活動が非合法、非公然の状態にあることは明らかであろう。これに対し、イランでは選挙による政権交代をもたらす制度的可能性が存在するし、実際に現ハータミー政権の成立（97年）がその実効性を証明している。そのハータミー政権成立の前後から表面化、深刻化している保守派と改革派の対立も、イラン内政における不安定要因であると同時に、政治的な言論や活動が合法的に公然となされているという意味で、イ

ランの政治状況がイラクや北朝鮮とは比較にならないほど自由であることを示している。保革対立に象徴される活発な政治状況と、それを可能とさせているイランの政体は、米国の世界戦略や米イラン関係という問題を越えて、イランをイラクや北朝鮮と同列に扱うことへの、より一般的な疑念を想起させる。しかし、ならば「イランは民主政国家である」と言えるかとなると、それは「悪の枢軸」議論を越える、より大きな問題に直面することになる。

改めて考えてみると、イランはイラクや北朝鮮に比してより大きな政治的自由を有する一方で、民主主義が確立されているとは言い切れない、極めてあいまいな状況にある国家である。米国がイランを「悪の枢軸」に含めた理由はともかく、それを米国に可能とさせたものは、この「あいまいさ」ではなかったか。仮に大量破壊兵器開発、テロ支援、人権に関わる問題が事実であり深刻であったとしても、イランの民主主義に対する評価が高ければ、それら個々の問題でイランが非難されることはあっても、「悪の枢軸」にイランが含まれることはなかったであろうと思われる。これは当然、評価される側の問題であると同時に、評価する側の問題でもあるから、イランの民主主義が単なるプロパガンダであったり、米国がイランの民主主義に対して故意に正当な評価を行なわなかったりすれば、成立しない議論ではある。しかし、それでもなお、民主主義に関わるイランとイラク・北朝鮮の現状に大きな開きがあることは明らかであり、イランの民主主義に対する評価が、将来的に「悪の枢軸」や米イラン関係に影響を及ぼす可能性はある。換言すれば、イランに関わる大量破壊兵器その他の問題に変化がなくとも、米政府や国際社会によるイランの民主主義に対する新たな政治的評価や判断が、イランを「悪の枢軸」から除外し、米イラン関係を好転させる材料として用いられるという可能性を考慮しておくべきである（イランの民主化が進めば、米イラン関係が好転するという意味ではない。他の何がしかの理由によって、米イラン関係が改善されようとする時、イランの民主主義に関わる評価がその理由付けに用いられる可能性について、述べているに過ぎない）。

そのためには、上記した「あいまいさ」の内容を考察し、現時点におけるイランの民主主義に対して、理論的にいかなる評価が可能なのかという問題を確認しておかなければならない。しかしながら、イランの民主主義に対する評価は、イラン一国の問題にとどまらない。それは、途上国世界全般の民主化に関わる問題であり、イランの事例も民主化論と呼ばれる大きな議論の対象に含まれるべきものである。特に90年代には、冷戦崩壊後の世界的な変化のなかで、多くの途上国において民主化現象が生じ、イランを含む中東地域もその例外ではなかった。イランでは体制や制度に関わる変化はなかったが、ハータミー政権

の成立がイランの政治と社会に大きな変化をもたらしたことは言うまでもない。イランの民主主義に対する評価は、イラン自体の政治的变化や現状に加えて、世界的な規模での民主化現象を対象として、民主化の国際比較を試みる理論研究の側面からも考察されなければならない。

ただし、次節で見るように、民主化の国際比較に関しては様々な立場や意見が錯綜し、決して一定のコンセンサスがあるわけでも、実際に有効なアプローチや方法論が確立されているわけでもない。けれども、今後の米イラン関係の変化を考える上で、イランの民主主義に対する評価が大きな鍵になりうるとの観点から、民主主義の評価に関わる視点の整理と、そこから見たイランの政体や政治状況について、以下に考察を試みたい。

2. 民主化論の現在とイランへの視座

イランの政体または民主主義に関しては、これまで主としてハータミー政権成立以降の政治状況の変化を重視した考察 [e.g. *Journal of Democracy* 2000, Kazemi 1996] や、イスラーム国家体制をイデオロギーの側面から分析する試み [e.g. 富田 2000、松永 2001] など、多方面から議論されている。しかし、本稿では前節の問題関心に従い、まず途上国世界の民主化や民主主義をどのように捉えるべきかという視点やアプローチに関わる理論的な問題を整理し、そこからイランの事例を分析することとしたい。

イランが民主政国家であるか否かという評価については、イランを他の国々と比較する場合と、イランそれ自体の変化に注目する場合との間に、大きなギャップが存在する。一般に、前者における評価は消極的なものであり、後者における評価は積極的なものである。たとえば、世界各国の民主的水準を調査しているフリーダムハウスは、政治的権利と市民的自由それぞれを7段階に分け、これによって各国の1972～98年の政治的变化を「民主化」・「変化なし」・「非民主化」の3つの分類している。そこでのイランは、中東諸国で言えばリビア、スーダン、サウジアラビアなどと同じ「非民主化」に分類され、「変化なし」のイラク、アルジェリア、エジプトなどよりも下位に位置付けられている。[間 2000 : 92] 一方、同時期のイランの政治的变化を主体的に見れば、革命前の1975年にシャーがそれまで2党体制を形成していた新イラン党と民衆党を解散させ、新政党ラスターヒーズの一党体制を確立させたことにより、その支配を強化した。それが79年革命によって、イスラーム国家体制に関わる多くの問題(後述)があるにせよ、複数政党制と普通選挙が整備され、少なくとも民主的な制度としては政治的自由化が進んだ。そして、ハータミー政権成立の前後から、その制度はより自由で活発な政治状況を生み出している。このような変化を重

視し、それを民主化と考える立場からすれば、上記フリーダムハウスの対イラン評価は到底納得できる内容ではなく、イランの民主主義の度合いは、中東においてはイスラエルやトルコに次ぐものであると評価する例が多い。

前者は比較の対象を他国の事例とする、国際レベルでの共時的かつ相対的な評価である。そこでは、イランを含む多くの中東諸国の民主化現象に対して、「上からの民主化」または「限られた自由化」によるものであり、実効性を伴っていないとの批判がなされる傾向が強い。後者は比較の対象をイランの過去に置く、イランそのものに対する通時的かつ絶対的な評価であり、その政治的变化を肯定的、積極的に捉える傾向が強い。民主化評価に関わるこのようなギャップはイランの事例に限らないが、それを生じさせる最大の原因は、途上国世界の民主化や民主主義への理論的な評価を試みる民主化論が、現在「混乱」もしくは「行き詰まり」の状態にあることに求められよう。

政治学は一般に、「特殊な民主主義は認めない」ということをその基本としている。当然、「特殊な民主主義」なるものを認めれば、民主主義に関わる理想も議論も成り立たなくなり、その政治的社会的影響力は消失してしまうだろう。しかし同時に、純粋に理想的な民主主義など、世界のどこにも存在しないということも事実である。いかなる民主政国家も、民主主義に関わる一般性とその国家の特殊性の双方を兼ね備えており、問題は両者の「兼ね合い」にある。この「兼ね合い」を分析評価するためには、各国の民主化事例を比較する必要がある、その比較を可能とする国や地域を越えた共通の基準や枠組を設けなければならない。過去にそのような比較論を担ってきたのは、近代化論と従属論に基づく民主化の分析評価であったが、これはいずれもその問題点を指摘されて、現在は後退している。要するに、近代化論も従属論も過度に決定論的であり、それらによる理論構築は、途上国世界の多様性を無視した不毛な試みであるとされている。このような批判は、共通の概念装置による比較論的分析を遠ざけてしまい、民主化論の現状は、各国ごとの個別具体的な民主化事例の記述的分析がその主流となっている。[武田 2001: 1-2] その結果、フリーダムハウスに象徴される、共通の基準や枠組があまりに漠然としており、実質的には各国の状況を相互に比較することのみによって、不安定な相対的評価を導き出す作業が行なわれる一方で、イランなどの個別的事例に関わる絶対的評価が、比較を伴わないままに繰り返されるという状況となっている。おそらく、民主化に関わる現実や実体は、このギャップの間に存在すると思うが、それを見出す道は未だ開かれていない。

そこで、上記した民主化論に関わる3つの立場を概観し、それぞれの問題点を整理することによって、本稿におけるイランの民主主義に対する評価のための視座を設けたい。ま

ず、近代化論に基づく民主化論の最大の特徴は、「社会・経済の近代化が、政治の近代化を導く」というものである。そこでは、多様な発展や自律的な発展といったものに言及はするものの、やはり西欧の経験が暗黙のモデルとなり、先進諸国の民主主義のレベルが実質的な最終目標と位置付けられる。これは、非西欧世界の実情に必ずしも即したアプローチではないが、比較や発展のために実際的かつ具体的な基準や目標が必要であるならば、ひとつの選択肢ではありうるし、政策論には現在でも大きな影響を与えている。しかし、近代化論の最大の問題は、実はこの西欧モデルにあるのではなく、国家の役割を過小評価することにある。一般に途上国では、社会や経済の状況や変化によって国家や政治が規定されるのではなく、逆に国家や政治がその社会や経済を規定している場面が多い。そのような場面では、近代化論の前提自体が機能していない。また、国家を過小評価する延長線上に、同じく国外からの影響や要因を過小評価する。90年代の世界史的な変化のなかでの民主化現象に、ヨーロッパ地域であればOSCEパリ・レジーム、途上国世界であれば冷戦構造の崩壊が、極めて大きな影響を及ぼしたことは明らかである。にもかかわらず、近代化論に基づく民主化論においては、それら国外からの影響は社会や経済に及ぶものであって、その後でそれが政治的变化に結びつくことがあっても、政治に直接作用するものとは見なされない。このようなアプローチは、現実と大きく乖離するものであり、近代化論は冷戦崩壊による民主化現象に、有効な説明手段を持っていなかった。

さらに、近代化論で議論された民主化の経済的要因、社会的要因、文化的要因も、批判的になっている。経済的要因とは、たとえば「途上国の経済が、一人当たり国民所得1000～3000米ドルの水準に達すると、民主化現象が生じる」といったものだが、これは80年代のアジア諸国の民主化現象には当てはまっても、その他の事例では例外の方が多い。また、社会的要因は「都市化、ブルジョア、中間層、自立的社会集団」の形成や成長が民主化の要因となるというものだが、多くの途上国では自立した社会集団は存在しないし、中間層が存在していても、彼らが既得権益を持つ場合は体制維持の立場をとるほうが一般的である。文化的要因は、「権威主義に反対し、民主主義を重視する信条や価値」を共有する社会的な意識が民主化に必要といったものだが、そもそも政治文化の問題は短期間で変化するものではなく、政治的な過程や変化という動態そのものの説明には適していない。このような批判の結果、これらの各要因は、民主化の発生要因または決定条件に関わる議論から、現に発生した民主化が持続し促進される長期的な背景説明に関わる議論に移行していった。

次の従属論に基づく民主化論の基本は、世界経済システム（資本主義）が途上国の政治経済変動を決定しており、発展と低開発は段階の問題ではなく、表裏一体の問題であると

ということにある。世界経済システムによって、周辺たる途上国は低開発を余儀なくされ、その結果として中心たる先進国が発展を続ける。そして、このように一対の組となっている先進国の発展は民主主義の政治体制を、途上国の低開発は権威主義の政治体制を形成する。先進国の発展と民主主義を支えるために、途上国は低開発と権威主義に陥っている。それゆえ、世界経済システムからの解放が、途上国の民主化に絶対的に必要な要件となる。このような主張には、国家の自律性（先進国の発展という外部のために形成された権威主義体制が、その権力を自己の利益のために国の内部で行使する）を軽視しているとか、経済的従属が権威主義体制形成の唯一の要因ではないとかの批判が生じた。しかし、その最大の反証は、そのような経済的従属に変化がないままに、多くの途上国で民主化現象が発生したことであった。経済的従属そのものは、未だ深刻な問題であるにしても、それと途上国の民主化との関係は、政治的变化の実例によって事実上断ち切られた。

最後の「個別具体的な民主化事例の記述的分析」については、未だ一般的な呼称が成立していない。個々の国や地域の民主化や民主主義に関わる制度や政治状況の研究であるため、厳密な意味で「民主化論」とは言えないかもしれないし、そのような個別的研究を総覧し一般化するといった作業も行なわれていない。そもそも共通の基準や枠組を持たないものであるから、一般化はほとんど不可能なのだが、そのなかである程度共通する特徴を見出すとすれば、それは「民主化は、政治エリートによる選択と決定の結果である」ということになる。それゆえ、本稿ではとりあえずこの立場を「国家論」と名付けることとする。国家論から捉えられる民主化とは、社会的・経済的・文化的・国際的条件に、政治エリートがどう反応するかということの主眼に置いている。そこでは、個々の事例に見られる特殊性や不確実性の解明が重視される反面、他の事例とも重なるような構造的な民主化要因は軽視される。また、なされた選択や決定を問題とするために、それを制約する環境や条件も軽視され、「支配者が変われば、国が変わる」といった政治エリートへの過度の評価や安易な期待を引き起こす。その結果、民主化に関わる一般的・包括的な理論構築は不可能となり、理論的な後退であるとの批判を受けている。[武田 2001 : 41-60]

以上3つの立場は、それぞれに長短がある。従属論は、近代化論が軽視した国際的要因と経済的要因を重視しているが、国家の自律性を無視同然としており、自律性については近代化論の方がより適切に扱っている。国家論は、近代化論よりも国家の自律性に重きを置いており、国際的要因や経済的要因も政治エリートの選択や決定に影響を及ぼすものとしてカバーされる。それゆえ、民主化要因を広く捉えるという意味での議論のバランスとしては、国家論が最も優れていると思うが、それは構造的な要因や共通の基準や枠組を最

初から考慮せず、他の事例との比較や民主化の一般化といった理論化ができないという決定的な欠点がある。要するに、近代化論や従属論は特定の民主化要因を重視するために、他の要因が軽視されて、比較や理論構築を目指しながらも、対応できる事例に限られてしまう。国家論は、各事例の状況に基づいて重視すべき民主化要因を選ぶことができるが、それでは議論の柱となる民主化要因が事例ごとに異なることになり、各事例の比較分析を不可能とする。さらに、民主化論のいずれもが「権威主義の後には、必然的に民主主義となる」ということを前提としているため、政治的变化によって別の権威主義体制が新たに成立したり、民主化後にそれが後退したりする現実を説明できない。それがゆえに、民主化論は「行き詰まり」の状態にあり、途上国世界の民主化や民主主義に対する評価において、冒頭に記した「大きなギャップ」を招いている。

このような現状に対する打開策として、近年「問題解決のための民主主義」を重視する考え方が出てきている。もちろん、民主主義は近づくべき理想的な社会そのものという目的でもあるし、同時に眼前の問題を解決するための手段でもあるから、現実の場面では常に目的と手段の双方の側面を有している。しかし、これまでの民主化論においては、目的の側面が議論の大前提とされ、目的の側面と手段の側面が乖離する場合、手段が持つ「問題解決」の機能に着目することなく、手段そのものが問題とされ批判されてきた。無論、これまでもこの目的と手段は、ともに議論されてきた。議論のために必要な民主主義の概念化において、「理念としての民主主義」と「統治制度としての民主主義」は分けて考えられてきた。政治学における前者は、当然のことながら哲学や思想の問題よりも現実の即したものであり、政治エリートや選挙を重視した競合的民主主義や大衆レベルを重視した参加民主主義などが議論されている。後者は、主として政府を構成するための手続きを問題とするものである。民主主義を初めて「制度」として捉えたのはシュムペーターであったが、彼はそれを「複数政党制に基づく自由で公正な選挙」と定義した。現在に至るまで、途上国世界の民主化で議論されている「手続き的民主主義」、「制度的民主主義」の理論的な起点である。

「理念」の側面は、理想状態の設定のみならず、現実的な政治状況の一般化でもあるので、必ずしも民主主義の目的だけを論じているわけではないが、構図としてはやはり上記「目的」に相当する。同様に「制度」の側面も、より良き制度の確立は目的であるが、確立された制度の存在は上記「手段」に相当している。それゆえ、民主主義の目的の側面と手段の側面は、ともに長く議論されているのだが、その手段は「理念の現実化」を目的とするものであって、手段が同時に目的としている「問題解決」はほとんど論じられることは

なかった。しかし、途上国世界の多様な現実と民主化の分析評価との間で、民主主義は「問題解決者としての制度」であるとの主張が最近になって見られるようになった。この立場は、「制度は、問題解決者であると同時に、不可避的に、問題創出者でもある。制度の有効性は、問題解決と問題創出のバランス・シートによって判定されなければならない。」[ラポンス&サンジャック 2000: 1]という考え方をとっている。つまり、目的として民主主義の「理念」があり、そのための手段として「制度」があるという枠組は変えないものの、そこに「問題解決」というもうひとつの目的を盛り込み、制度が民主的であるか否か、問題解決に有効か否かのみならず、制度そのものが生み出す新たな問題も考慮して対象国の民主主義の度合いを判定し、それをもって他の事例との比較を試みるというものである。この立場も未だ一般的な呼称がないので、本稿ではとりあえず「制度論」と呼ぶことにするが、この「制度論」は民主化要因を考えるのではなくて、民主化により確立された制度を上述した視点から比較分析することを主眼としている。

理念/目的としての民主主義が発展を前提として、その阻害要因となっている種々の問題の指摘を担当するとすれば、制度/手段としての民主主義はより良き支配を前提として、その問題のひとつひとつを解決することを担当していると言える。この「制度論」の最大の利点は、手段としての制度がどんなに民主的であっても、それが問題の解決に結びつかなければ、決して有効とは見なされないという現実的な視座を有していることであろう。その対象には、制度自体の問題のみならず、制度の運用の問題も含まれる。制度に欠陥がなくとも、それが正しく運用されないといった事例は途上国に多く見られ、これもまた問題解決の大きな障害となっている。それゆえ、これは民主化の進展にも後退にも対応できる。最大の欠点は、民主主義の確立よりも問題解決を重視した場合、問題を解決する有効な制度であれば、民主主義の度合いは低くても構わないという極論の方向に向かってしまうことであろう。しかし、この欠点を排して利点を最大限に確保した上で、民主主義と問題解決の相関関係を制度とその運用から分析評価する作業は、おそらく今後の民主化論の主流となるであろう。ただし、この場合の問題解決は、必ずしも問題を実際に解決することを意味しない。途上国ではどのような体制や制度の下であれ、解決が困難な問題が山積しており、その解決自体を民主主義への評価の条件としてしまえば、いかなる国家も民主政とは見なされなくなってしまう。それゆえ、この場合の問題解決とは、新体制がイデオロギーの鼓舞や文化革命的政策にとらわれることなく、現実の問題に対処しようとしているか否かということになる。

問題解決のための制度を、民主化や民主主義の視点から捉えるとなると、分析評価の対

象は政治的側面にとどまらず、民主化後の国民経済や福祉といった経済的側面や、民主的な制度が社会に理解され受け入れられるか否かという文化的社会的側面にも及ぶ。[岩崎 2000 : 270] これもまた「制度論」の利点であり、政治的な変化が民主主義を促進させたか否かという問題から、それが社会の発展につながっているかどうかという国家全体の問題に視野を広げることとなる。それゆえ、本稿では以下、この「制度論」からイランの民主主義への評価を試みたい。

3 . イランにおける民主主義

民主化の過程は、旧体制が崩壊する解体局面と新体制が確立される形成局面とに分けて考えられるが、旧体制を倒した勢力がそのまま新体制を作る事例がほとんどであるため、両局面の間には連続性がある。79年イラン・イスラーム革命を民主化と捉えた場合も、これに当てはまる。革命の指導者層であったウラマーを中心とするイスラーム勢力は、王制の打倒とイスラーム共和国の樹立の双方を担った。それがゆえに、イランの民主化は「イスラーム国家体制」という制約を持つこととなる。しかし、政教一致の国家体制が民主主義と言えるか否かといったといった議論は、本稿では行なわない。本稿は、あくまで「制度論」の視点から、イランが民主政国家であるか否かを論じることとする。また、イランでは89年の憲法改正や数度にわたる選挙法の改正など、79年から現在に至るまでその制度には変化が繰り返されているが、煩雑な議論を避けるため、以下の論述は基本的に現在の状況について考察することとする。

まず、前節で挙げた民主主義の文化的社会的側面については、イランに問題があるとは考えられない。イランが政教一致のイスラーム国家であることは、イラン国民が西欧型の民主主義に理解がないということを決して意味していない。むしろ、1905～11年の立憲革命以降、長くイラン国民は政治制度の近代化に高い関心を示し、民衆レベルでの民主主義の理解は、途上国世界のなかでもより高い水準を維持している。その意味で、79年革命は近代文明への無知からではなく、それを理解した上での批判から生じたものであるとも言える。それゆえに、イスラーム革命でありながら、国家の名称を共和国とし大統領制をとり、その大統領も議会も選挙によって成立する体制を整えた。イランに関わる民主主義の文化的社会的側面は、特に論じる必要性はないと思われる。

しかし、民主主義の政治的側面と経済的側面に関しては、論ずべき問題が多く、その評価も困難を極める。政治的側面に関わる諸問題を列記すれば、それは概ね以下になる。最高指導者は専門家会議と呼ばれる機関が選出するが、この専門家会議の議員は普

通選挙によって選出される。それゆえ、最高指導者は間接選挙で選ばれるということになるが、専門家会議の議員はウラマーでなければならず、しかも憲法擁護評議会による立候補資格審査が厳しく、選挙は常に「無風」状態で行なわれている。行政府の長たる大統領も、立法府である議会の議員も普通選挙で選出されるが、同様に憲法擁護評議会による立候補資格審査が行なわれる。憲法擁護評議会のメンバーは12名で、半数の6名が最高指導者から任命されたイスラーム法学者であり、世俗的な法律家である残り6名は議会により任命される。この憲法擁護評議会は、議会で可決成立した法案がイスラーム法および憲法に照らして適性であるか否かを判断する権限も有しており、不適正と判断されれば、法案を議会に差し戻すことができる。ただし、憲法擁護評議会が不適格と判断した法案に社会的緊急性が認められる場合、その法案を成立させる権限を持つ機関として社会公益判定会議があるが、その委員もまた最高指導者の任命となっている。司法府は、その長官である司法権長が最高指導者から任命され、司法権長の下に検事総長と最高裁長官が配される。それゆえ、司法は立法、行政からは独立しているが、最高指導者からは独立しておらず、かつ検察と裁判所が一元化されているという問題がある。

これらの問題は、革命の理念である「(イスラーム)法学者の統治」の反映であり、ウラマーは決定的な政治的影響力を担わされている。しかし一方、選挙と政党に関しては、民主主義と評価するに値する状況が存在する。選挙権は、15歳以上の男女すべての国民に与えられ、大統領選挙や議会選挙では活発な選挙運動が行なわれるとともに、有権者の投票活動はイランの政治にダイナミズムを与えてきた。政党に関しても、複数政党制が確立されている。政党は憲法の規定により、その結成は自由とされているが、内務省の認可を必要とする。87年イスラーム共和党の活動停止以降、公認政党が存在しなくなり、88年イラン・イラク戦争停戦後に若干の小政党が公認されたものの、政党は政治活動の主流ではない状態が長く続いた。しかし、96年議会選挙前から政党の設立と活動が活発となり、その動きはハータミー政権下の2000年議会選挙前に拡大した。現在では、保守派と改革派が入り乱れて、多数の政党がしのぎを削っている。それゆえ、選挙と政党、その結果としての大統領と議会については、十分に民主的であると評価できる。

要するに、イランの民主主義に関しては、最高指導者・憲法擁護評議会・司法権長がその消極的側面であり、選挙・政党・大統領・議会がその積極的側面であると言える。これは現在、保守派と改革派の対立の構図にほぼ当てはまる。保守派の政党が存在したり、大統領の下にある特定の省庁が保守派の影響下にあたりするものの、前者が保守派の、後者が改革派の拠り所となっている。その意味で、民主主義の積極的側面と消極的側面の存

在は、体制や制度の問題であると同時に、保革対立という現在の政治状況そのものでもあり、保革対立の今後の推移やその行きつく先によって、イランの民主主義に対する評価が決まることとなる。

この政治的側面、すなわち問題解決のための制度が、どの程度機能しているかという問題は、民主主義の経済的側面に如実に表れる。もちろん、議会在法改正によって憲法擁護評議会の立候補資格審査に制約（失格の理由明示を義務付け）を加え、失格者が大幅に減少したといった、政治的側面における問題解決（同時に改革派による保守派への打撃）も存在する。しかし、現在のイランにおける最も深刻な政治問題は経済状況であり、これは改革派の台頭をもたらす最大の要因でもある。高い失業率や補助金などは、途上国全般に見られる問題ではあるが、保守派の牛耳る財団の利権などは政策的な問題であり、それらの解決には当然政策の是正が必要となる。改革派が多数を占める現在の議会は、保守派との対立から活発な活動を続け、最近の外資導入法制定のように、その活動や実績には経済的側面に関わるものも含まれる。無論、ハータミー政権も経済状況の改善を最重要課題としている。しかし、途上国全般に関わるような問題はともかく、政策に基づくような構造的な経済問題は、上記した最高指導者などの消極的側面（保守派）の領分とされ、大統領などの積極的側面（改革派）が手を出せない状況となっている。それゆえ、この経済的側面もまた、保革対立の動向如何によって、その評価は変化するものとならざるを得ない。

イランの民主主義の積極的側面と消極的側面が、改革派と保守派の対立に重なることは、その制度と政治状況の関係を考察する上で非常に興味深い。なぜならば、改革派の台頭は新たな制度の確立によってもたらされたものではなく、イランのイスラーム国家体制が成立当初から持っていた制度の民主的な部分を通してなされたものであるからである。それゆえ、上記積極的側面と改革派が重なるのは当然の結果であり、同時にイランの民主主義に対する評価の限界がそこにある。改革派の限界は、制度の限界であり、問題解決の限界である。しかし、そこに民主主義が存在することも事実である。民主主義がなければ、改革派の台頭も、保革対立もない。ここで議論は、堂々巡りに陥ってしまうのであるが、ここでは改革派や保革対立の存在自体が、イランに民主主義が存在することの証明になっている。少なくとも論理的には、改革派への評価がそのままイランの民主主義への評価と重なることとなる。改革派を積極的に評価することは、単に保守派を批判することにとどまらず、イランに民主主義が存在することを認め、その評価が積極的であればあるほど、その民主主義を高く評価するのと同じことになる。無論、消極的側面または保守派に関わる問題および保革対立は、依然として深刻である。しかし、改革派への評価が民主主義その

ものへの評価につながり得る状況は、現在のイランの特徴であると同時に、将来の対イラン評価に変化の余地や幅を大きく与えるものであると思う。

4. 結び

本稿の内容は、冒頭で述べたように、イランを民主政国家と理論的に評価する可能性の指摘であって、その評価そのものではない。そして、その目的は「悪の枢軸」にイランが含まれたことに関する違和感や疑念から、イランが「悪の枢軸」から除外され米イラン関係の改善がなされる際の理由付けとして、イランの民主主義に対する評価が想定されるため、それに関していかなる議論が可能であるかを考えることにあった。先に述べたように、イランの民主主義に対する評価が、米イラン関係改善の直接の要因になるということはないが、その理由付けにこれが用いられる可能性は高いと思う。

本稿におけるこれまでの論述からすれば、イランの民主主義を制度の視点から評価した場合、そこには積極的側面と消極的側面の双方があり、かつそれぞれは対立を続ける改革派と保守派の存在に重なっていた。このような制度と政治状況の連関が現代イランの大きな特質であり、結局のところイランを民主政国家と見るか否かは、評価する側の政治的判断が積極的側面＝改革派と消極的側面＝保守派のどちらを重視するのかによって、大きく左右される。しかし反面、このような積極的側面と消極的側面は、どのようなかたちであれ、あらゆる国に見られるものであり、消極的側面を有しない国家など存在しない。そして、イランの民主主義が持つ積極的側面は、途上国世界の中では相対的に大きなものであると評価できるため、それが国全体の評価に拡大される余地は十分にある。それゆえ、政治的判断の変化により、イランを民主政国家と評価することは可能であるとする。

参考文献

岩崎正洋

- 2000 「民主主義とは何か 制度としての民主主義、制度化としての民主化」、岩崎正洋、他編『民主主義の国際比較』、一藝社、pp.269-280。

問寧

- 2000 「イスラム諸国の民主化についての一視点」、『現代の中東』23号(2000年3月)、pp.89-99。

Journal of Democracy

- 2000 “Is Iran Democratizing?” (H. Esfandiari, “Observations on Election Day”, L.

Boroumand & R. Boroumand, "Reform at an Impasse", D. Brumberg, "A Comparativist's Perspective", R. Jahanbegloo, "The Role of the Intellectuals", Selections from the Iranian Press, "Voices from within"), *Journal of Democracy*, Vol.11, No.4 (Oct. 2000), pp.107-146.

Kazemi, F.,

1996 "Civil Society and Iranian Politics", A.R. Norton (ed.), *Civil Society in the Middle East*, Vol.2, Leiden, pp.119-152.

松本弘

2000 「イスラーム世界の民主化 中東の視点から」, 日本国際問題研究所平成11年度外務省委託研究報告書『21世紀の国際社会とイスラーム世界』, pp.51-73。

松永泰行

2001 「イスラーム政体における『統治の正当性』の問題に関する現代イラン的展開」, 『オリエント』44巻2号(2001年3月) pp.87-103。

Menashri, M.

2000 *Post-Revolutionary Politics in Iran: Religion, Society and Power*, London.

Saliolghlam, M.

2000 "Political Stability and Political Development: The Case of Iran", *Discourse*, Vol.2, No.1 (Summer 2000), pp.81-146.

武田康裕

2001 『民主化の比較政治』, ミネルヴァ書房。

富田健次

1997 「イラン」, 日本国際問題研究所平成8年度自主研究報告書『中東諸国における民主化と政党政治組織の研究』, pp.73-90。

2000 「現代イランの政治思想の側面 西欧的諸価値とイスラーム」, 『現代の中東』28号(2000年3月) pp.72-88。

ラポンス、J.&サンジャック、B.

2000 「問題解決者としての制度」, 岩崎正洋、他編『民主主義の国際比較』, 一藝社, pp1-7。